

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 富津市 (都道府県: 千葉県)
本事業の担当部局名 市民部 市民課 市民活動推進係

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	富津市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,502,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p><地域における実情と課題> 富津市の人口は1985年(S60)の56,777人をピークに減少に転じ2021年には43,214人になった。国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には30,709人に減少すると推計された。出生数についても、1985年に539人だったものが2021年に164人となっている。人口の減少は、生活関連サービスの縮小、就労機会(雇用)の減少などをもち、更なる人口減少につながる懸念があるため、「人口減少」は本市の最大の課題となっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 過年度に引き続き、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援として、「ふつつ子育てきずなLINE」において、子育てに役立つ情報を定期的に配信するとともに、国の「家族の日」(11月第3日曜日)、「家族の週間」(家族の日の前後1週間)と連携した情報発信・啓発活動等を行い、家族や地域の大切さ等についての理解促進や、子育てを応援する機運醸成を図るほか、国の「さんきゅうパパプロジェクト」と連携した情報発信・啓発活動を行い、同プロジェクトの周知と、男性の育児休業の取得、家事・育児参加の促進を図る。また、結婚新生活支援事業を実施し、結婚を希望される男女への出会いの場を提供や、結婚の機会を望む人たちがより利用しやすい結婚相談などを行い、結婚に伴う経済的負担の軽減を図る。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期富津市まち、ひと、しごと創生総合戦略」において、子育てしやすいまち日本一を実現するため、安心して子育てができ、子どもたちの笑顔があふれ、子育てが喜びとして感じられるまちづくりを目指している。そこで、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援に向けた施策の中で、結婚を希望される男女の出会いの場を提供、結婚の機会を望む人たちがより利用しやすい結婚相談などを行う中で、基本目標1「子供の笑顔があふれるまちへ」に本事業を位置付け結婚に伴う経済的負担の軽減をはかっている。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	原則として夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯を対象とするが、市の独自事業として、49歳以下の世帯も対象とする。
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が70万円
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が70万円
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				
市税の滞納がないこと 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する				

2. 申請見込

①新規世帯見込	10	世帯	②継続世帯見込	10	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	5	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請世帯数見込みについては、令和5年度の申請状況に基づいた積算

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	17 世帯
～12月(実績)	7 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)	5,002,000 円	
	合計	9,502,000 円	

3. 広報の実施予定

HP、広報誌、SNSを通じて広報。チラシを市内外の不動産業者に配布

KPI項目	単位	目標値	現状値	
				市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数
子育て支援の満足度(子ども・子育て支援事業計画策定に伴う子育て世帯ニーズ調査)	%	30(令和6年)	12.4(平成30年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通				
項目	単位	直近の実績		
合計特殊出生率		0.78(令和4年)		
婚姻件数	件	99(令和4年)		
婚姻率		2.4(令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6				
事業内容番号	項目	単位	目標値	現状値
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	25
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	55	50
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	45	40
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県で運用している、結婚から妊娠、出産、子育て期まで、切れ目のない支援を行うための取組「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、富津市結婚新生活支援事業の周知について、連携を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	近隣の不動産業者に、チラシ配布を依頼し幅広く情報を収集する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。